

二十世紀の〈暴力の叙事詩〉大全と

二十一世紀の〈法学の叙情詩〉の可能性（上）

—— マーサ・ミノウ 『復讐と赦しのあいだ…ジェノサイドと大規模暴力のあとで歴史と向きあう』（荒木教夫・駒村圭吾訳、信山社・二〇〇三年九月二三日 二七七頁・本体三二〇〇円）によせて ——

阿部 信行

- 一. はじめに
 - 二. 三つの読みどころ
 - 1 豊富な事例
 - 2 「〈悪〉と〈邪悪〉の理論」の新展開——以上本号
 - 3 「共通の人間性 (common humanity)」
 - 三. むすびにかえて
- 追記

一. せつめい

世紀の変わり目に、ひとつの研究領域が世界中を徘徊しはじめた。旧体制から新体制への転換過程したいをひとつの独自の時期とみなし、そこでの「正義・法の在り方や限界」あるいは「社会的課題」をさぐるうとするものである。名づけて「移行期正義 transitional justice」論とか「移行期社会 transitional society」論とよばれる。もともと研究の対象領域自体が新しいわけではない。対象自体はすでに、革命・占領・平和維持・政治的不安定・体制崩壊・戦後体制など様々な呼び名で知られてきたコトであり、じつは人類が狩猟採集社会に別れをつけて以来、常にかかえこんできた問題群 (Sache) のひとつだとはいっても過言ではない。新しきはむしろ、「移行」というパラダイム標徴の凝集力によって従来の知見を再編し・これまでとは別なゲシュタルトへとまとめあげるところにある。新たな体系化は逆作用し、従来の問題群に新しい光りをあて、これまで見逃していた問題点を発見させたり・今後の問題処理様式を変えてゆくことにもなる。

「短い二十世紀 (一九一四—一九九二)」(E. ホブスバウム) は、移行経済論の台頭そしてグローバルゼーション(の加速化) 論争をもたらしたただけではなかった。それと並行して「歴史の追想」(W. ベンヤミン) をも促したのである。追想の成果が世紀の変わり目に続々と現われた。その嚆矢が、クリッツ編『移行期の正義』である (Neil J. Kritz, ed., *Transitional Justice: How Emerging Democracies Reckon with Former Regimes*. Vol.1: *General Considerations*. Vol.2: *Countries Studies*. Vol.3: *Laws, Rulings and Reports*. (United States Institute of Peace Press, 1995))。この書は全三巻・二千四百頁になんなんとする大著であり、そこにかき集められた数多の資料や論文

の断片・そしてそれら断片の徹底した積み重ねという在り様からしてまさに大詞華集とよぶのがふさわしい。編者クリッツは問題意識を要約している——うまれつつある民主体制は崩壊した旧体制の遺産とどう向き合えばよいのか。よみがえりつつある社会は、過去の権力濫用とひとびとの虐待にどう対応したらいいのか。旧体制下の加害関係者を除去・矯正し被害者らに救済と償いをもたらすだけでなく、その過程でまたしても新たな侵害や権力濫用を引き起こすということもなく人々の関係をつくり出すには、一体どうしたらよいのか、と。地球上の驚くほど多くの国々がこのジレンマをかかえており、それは国内的にも国際的にも緊張の源としてくりかえし立ち現れるものなのである、と。

さて、本稿の対象、マーサ・ミノウ著『復讐と赦しのあいだ』も、こうした課題への応答のひとつである。本書は Martha Minow (1954-) の近作、*Between Vengeance and Forgiveness: Facing History after Genocide and Mass Violence* (Beacon Press 1998) の全訳である。ミノウの単著としては他に、アメリカ合州国での民営化 (privatization) を再検討した最近作 *Partner, Not Rivals* (Beacon Press 2002) や、*Not Only for Myself: Identity, Politics and Law* (The New Press, 1997) や *Making All the Difference: Inclusion, Exclusion, and American Law* (Cornell UP, 1990) が公刊されているが、いずれも未邦訳。第三作目にあたる本作品は、「ジェノサイド (集団的殺害) と大規模暴力」という厄介で深刻きわまる新たな素材をえて、これまで以上に「ミノウらしさ」が凝縮されたものとなっている。ミノウらしさとは何か。まとめていえばそれは、①ジャーゴンを廃した素朴な文体と語り口を父からうけつぎ駆使するところにみられる一方で、②法の差異化⇨境界づけ作用⇨だけでなくその背後ではたらく⇨関係性⇨に絶えず目をこらすという方法的側面からはじまって、③こうした目配りにより浮上する問題関心、すなわち法内部の個別領域と個別領域との垣根をとっばらい通観と横断的再編の道をきりひらくのみならず、④「法の

内と外、「法学自身へのV問題関心」と「法学へのV期待」との「ずれ」をどう埋めてゆくかという彼女年来の問題意識をへて、⑤この課題にあえて法学の立場から答えてゆこうとする根本姿勢まで、をさす。^①こうした意味でのミノウらしさが、法を司どる実践にその限界を痛感させ・法の学を悶絶させる超絶的現実とぶつかりあつたとき、いったい何がうまれるのか。その報告が本書である。家族の肖像を背後にただよわせながら、ミノウらしさを結晶させた本作品が、今回はじめて日本語で手にとれるようになったことは、訳者らの労を多としてねぎらうとともに、今もって「歴史問題」に定見なく場当たりに千鳥足をくりかえすわが国の現状へも一石を投ずるものとなる。△繊細の精神Vをかねそなえた「体系的な対応策」を、腰をすえて練り直し・練り上げるためのよすがともなるう。^②

そのうえ本書『復讐と赦しのあいだ』にはいくつもの工夫がこらされている。原著にあるものとなないものに分けてみていこう。まず後者から。それは、△いま・ここへVの工夫である。原著執筆後の一九九八年から二〇〇三年春までの新展開の追跡が本書末尾の「補論」(二二八―二三六頁)として、また、日本文脈への配慮が冒頭の「日本語版への序文」(二―四頁)として、新たに追加されている。とりわけ時論的に注目されるのは、(パレスチナ問題へのミノウの不言及をいましておくならば)、二〇〇三年の米国によるイラク侵略戦争や、それに先立つこと二年前の九・一一蛮行事件にたいする言及である。わずかな言及とはいえ、そこにはミノウの無念さがかいまみえる。というのも、そもそも本書が「二十一世紀への手紙」(本書一九頁、本書からの引用は頁数のみで以下示す)たらんと執筆されたからである。本書は、二十世紀の陰惨な数々の「負の歴史経験」をたどり、そこから生みだされた数々の「正(ポジ)」の対応策」をひとつひとつ探りあて、もって暴力の連鎖をたちきり、復讐の悪循環と不処罰・免責・無条件恩赦の悪慣行にたいして終止符をうつべく執筆されたものだからである。本書でとりあげられる事例も対応策もおどろくほど幅広い。ひとりの

著者によるものとしては類をみないのではなからうか。また日本では制度的構想力をはたらかせて、そもそも複数の対応策がありえ、それらを組み合わせたり一まとまりのパッケージとして用いるべきものと考えられたことがあった。だろうか。いずれにせよ、こうしたことを実感してもらうためにも、まず法的対応策のパッケージを、豊富な事例にさきだつて示しておきたい（一六、四六一―四七、一八九―二〇四、二〇八―二二二頁）。直接の対応策としては、「裁判 court of justice」と「真相究明委員会 truth commission」から、被害者側への「賠償（賠償金・補償金、謝罪、現状回復）」と加害者側への「公職追放・年金剥奪」にまでおよぶ。しかも法的対応策は純フォーマルなものだけではない。その他に、「国際奨学金」という奇抜な試み（デンマークのナチス被占領経験から生まれた「ありがとうスカンジナビア」国際奨学金⁴、政府中枢や秘密警察が収集作成した「諜報ファイルや秘密情報ファイルの、当該市民にたいする開示」、さらには歴史経験と向き合いそれを世代間で継承してゆくへ再―記憶化✓の手法として「教育」・「公共施設」そして「公共芸術」までもが、法的な対応策の一環としてとりあげられる。法的制度構想力の豊かさに驚かされるが、とりわけ記念碑（モノユマン）としての公共芸術は特筆に価する。まこと斬新かつ独創性にみちあふれている。制度的な一律性や金銭的等価性へと傾きがちな対応策の振り子を逆方向へとふりもどすことによつて、単なる対処策を応答性につなぎとめ・人間の個性と象徴的意味空間の非等価性を救い出すからである。本書をひもとくことで、歴史教育・歴史教科書だけが問題なのではないことがよくわかる。建築をふくむ公共芸術というものが、人畜無害な陳腐さや事なかれ主義に逸しがちなバランス感覚に活々喝をいれ、歴史の一義性を異化し・ひとびとに歴史の解釈的多義性と真正面から向き合うオープンな機会と場を提供することによつて、どれほど大きく公共的な共通記憶の再生そして更新に寄与しうるものなのか。ミノウが示す、その豊かな例証に接し、書評者は、気がつけば国民「記念日」はみな新旧天皇制の

なぞりと化した感の強いこの国に日頃嗟然としながらくらす者であるだけに、ひどく瞠目させられたことを告白しておく。

さらにもうひとつ、原著にない工夫として、訳者らによる「解題」と「論評」、人名のアルファベット表記を併置した邦語の「事項索引」と「人名索引」が本書にはそえられている(二四〇―二七五頁)。さまざまに活用できよう。

一方、原著自体に由来する工夫も注目されてよい。リーガリズムか・理論偏重かの懸念払拭のための工夫が、先述したミノウ年来の工夫以外にもなされている。たしかに本書は、対象が対象だけに、そもそも言説を弄すること自体が一種の不謹慎かもしれない(「アウシュビッツの後で詩を書くことは野蛮である」(T. アドルノ『プリズム…文化批判と社会』(一九五二) 渡辺祐邦／三原弟平訳・ちくま学芸文庫、三六頁))、あるいはまた、「詩的言語」以外で記憶を歴史へとうつしかえることは無理なのかもしれない(高橋哲哉『記憶の工チ力』岩波書店一九九五、三一頁)。またたとえ不謹慎でも無理でもないとしても、讐しが讐しを復讐が復讐をまねきよせ、剥き出しの暴力が跋扈したついで、コトが、ひとびとのあいだに、またひとりひとりの心のなかに、生々しく傷跡をのこしている非社会(破綻社会?)で、法の支配Vをうったえるなどという所業は、あまりに空疎な正論であって、自然法論者の夢想か、行政が関与した殺戮を黙認した司法を何事もなかったがごとくに重用する法実証主義者の滑稽な偽善か、はたまた背理まみれのリガリストイックな強弁としか思われまい。ましてやミノウが、米国の法学者であつてみれば、政治的リアリズムの隠蔽、「法の正義の誇張・法「学」の偏重ではないかとの危惧がよせられるのもつともだと言わざるをえない。しかし、そうした危惧を杞憂に終わらせるべくなされたミノウの工夫も見逃せない。たとえば、経験と概念、理論と実践との関係をめぐって、また現実経験から理論をとりだしその理論を再び実際のなかになげこみ試練にかけるという循環関係にたいす

るミノウの目配り。無条件に法の一般性や既出の法的対応策をふりかざすことを彼女は忌避する志（二八一―一九、三四―三九頁）。「文脈的配慮 contextual concerns」はかつて彼女が主張した「関係的配慮」をほうふつさせながら力説される（二〇四―二〇八頁）。対応策パッケージの適用に際し、少なくとも六つの条件が留意されるべきであり、またされなければならないと言う――①国民国家の再建という形での社会再建についてそれが有望か否か、②少数者と多数者の比率あるいは被害者と加害者・傍観者との比率はどうか、③対応支援における外部（国際機関、NGO等）の関与はあるか・あるのならそれはどの程度か、④大殺戮後どれだけ時間が経っているか、⑤殺戮事件の性質につきそれは国際的なもの（戦争行為の一部）か国内的なものか、⑥対応にあたる主体は加害を差配した当該体制かそれともその後の新体制か、の六点である。こうした文脈的配慮は、もとより法学の特質だ（実践学の非厳密性）とか、ミノウの試み（いうならば「移行法学」）の限界などと評することもできようが、しかし消極的にのみうけとられるべきではなからう。むしろ法学というものに、シユクラアの「リガリズム批判」（六九頁注四六）を再想起させ、現行法の与件視から法自体の構成的条件への視座転換、さらには法とあわいを接する政治や道徳・宗教などの隣接領域との（再）関係付けを、あらためて迫る試みとして積極的に評価するべきであろう。したがってこの配慮は、まとめていうならば、一方で自らのブランドゼロ点をしめされた法学に対して、法と政治・道徳・宗教・歴史社会とのあいだに今日でも微かにはかきまみえるスペクトル（連続体）上を忍耐づよく動いてみるようにと、また他方ではブルデンシャリズムと合理主義との隘路を単なる折衷主義に陥ることなく進んでゆくようにと求めるものであって、いわば「自省的なリガリズム」の試み、あるいは「文脈的普遍主義」の摸索の薦めとみなせよう。

さらに本書冒頭直後の「緒言」（五一―九頁）、リチャード・ゴールドストンの推薦文も生きている。彼はそこで吐露し

ている——「頁をめぐるごとに私は私の人生のなかでの過去八年間に体験した私自身の学習経験を思い出した。次の一千年間に戦争犯罪および人権侵害を抑制する方法を見出そうとする人々にとつて、本書は貴重な財産となる。：著者ミノウは、残虐行為に対するさまざまな対処方法の目的と「それら各々の」限界を評価するために、語彙「とその用法」を開発したい、という旨の期待を表明している。そして彼女は本書でその期待を成就させたのである」と(九頁、「」は書評者の補記、引用文は適宜微変更させていただいた。以下同様)。やや楽観的かもしれぬが次のことをあえていつておきたい——。このゴールドストンの推薦文はミノウへの危惧をはねのけるに力があるう。それどころか、平和構築や国際政治の実態、国際法などの実際に関心をよせる者、さらには政府系・非政府系をとわず実務家たちに訴えかけ、本書への関心をよびおこすのに寄与できよう。とりわけ、現場で「孤立感」にさいなまれがちな実務家諸氏は、本書に響き合うところを多々みいだすであろうし、自らの現場経験を大局からふりかえるときのよすがとなるう。課題の本質的困難をみきわめ、この一世紀間での対応策の蓄積と焦点の微妙な変容をみさだめることで、あらためて日々の仕事(Sache)への励ましをえて現場にもどつてもらえればと想う。そして望むらくは、現場での知見をフィードバックして本書の改良につなげてもらえればと念じてやまない。

さて本書の主要部分は、全六章からなる。

第一章 序	一三頁
第二章 復讐と赦し	二五頁
第三章 裁判	四九頁

第四章 真相究明委員会 …………… 八五頁

第五章 賠償 …………… 一四一頁

第六章 歴史と向き合う …………… 一八一—二二七頁

全六章をつらぬく関心は、△大規模暴力▽の過去にたいして人は△法▽を△どこまで▽及ぼしうるか、逆にいえば△法の支配▽がどこで終わり・どこで始まりうるのか、そして（ふたたび）始まるべきそれはどのようにして始まるか、にある。要するに、法外な事件にたいする法および法的制度構想力の可能性を見極め、その時代その時代における限界のなかで可能性に賭け、また新たな苦い失敗のなかから新たな可能性をひきだそう、とするところにある。シユクラールのリーガリズム批判を逆手にとつていえば「△法化▽論の新局面——平時でも戦時でもない移行期において法化の可能性と限界を問うもの」（宇佐美誠⁹）、あるいは、集団的暴力の吹き荒れた廃墟社会とその人心を前にしての、「△法の支配▽の人間学的側面」の追究（駒村圭吾、二五七、二五八頁）と位置づけうる所以である。

各章の概要は、訳者のひとり駒村による「解題」（二四〇—二四八、特に二四一—二四七頁）が懇切丁寧な逐次的紹介をしてきているので、ここでくりかえすことはしない。むしろ書評者の観点から、「本書の読みどころ」をずばりとりだすことにしたい。「本書は新しい理論やモデルを提示するものではない」「本書は理論の書というよりもインスピレーションの書である」と訳者（二四八頁）はいうが、△本当か？▽とおもった。この疑問を導きの糸にして、以下、書評者なりの読みどころを示すことにしたい。そうするなかで、本書の意義も各章の内容も自ずと明らかになるだろう。合わせて、著者ミノウのメッセージがその核心に革新性ともども浮き彫りになれば、幸いである。

二. 本書の読みどころ

読みどころは大きく分けて三つあった。△豊富な事例▽、△悪と邪悪の理論▽、そして△共通の人間性 *humanity*▽にかかわる。順にとりあげてゆこう。

1 豊富な事例——二十世紀は大殺戮の時代として記憶されていくのだろうか(一四頁)

本書のカバーする事例はじつに広範・多彩である。書評者が副題の一端に「二十世紀の△暴力の叙事誌▽大全」と著者ミノウの壮志をたたえる所以である。法哲学専攻の書評者は「ミノウにならなくてもと扱う事例の幅をひろげるべきだ」と反省をせまられた。法の妥当根拠問題や法歪曲・悪法問題の事例カタログはこれまでナチズムにとどまるか、せいぜいのところスターリニズムにすぎなかった。こうした現状は、国民国家や国法体系を自明の前提にするあまり視野狭窄をもたらす「方法的ナショナリズム」とともに、克服されなければならないことを今回思い知らされた、と率直に表白しておきたい。

「ジェノサイドと大規模暴力」として取り上げられる事例は、ナチス体制(一九三三―四五)の以前と以後、国際法・国際関係論等の定番事例から日々の紙面のベタ記事まで、およそ二十世紀のありとあらゆる悪行におよぶ。対象国を少なめに数えあげただけでも、二五カ国。アジア・中東、アフリカ、欧州、南北アメリカと、くまなく各地の事例、ある時期の体制が涉獵されている。しかも事例は、通り一遍の引照ではなく、数々のエピソードをまじえて各章に散りばめられている。エピソードには「黒い花びら」のごとき生々しいものもあれば、逆にそれをはねのける闘達で創意工夫をみちた生き生きとしたものもある。後者はさきほど「ありがとう国際奨学金」や「公共芸術」の可能性にふれた箇所を

みてもらおうとして、前者の例をひとつあげておこう。つい先ごろ十周年をむかえた旧ユーゴ事例からの逸話である。史上はじめて△組織的レイプ▽が戦争の武器であり△人道 humanity に対する罪▽に当たるとされて刑事訴追へとつながっていったものであり、さらには国際常設刑事裁判規定（ローマ条約）の第七条第一項（g）へと結晶していったものである。

——一九九一年から九五五年にかけて旧ユーゴスラビアのボツニアでのこと、「アルバニア系住民とセルビア系住民の共生していたこの町で」、大規模暴力の一部として二〇〇〇人のイスラム教徒の成人女性および少女がセルビア人男性にレイプされた。自身も被害者のひとりで戦前は法律家だったボツニア女性ジャドラ・シジェリは、拘留され拷問され絶食させられレイプされた女たち、四〇〇人余りの生存者から、証言を集めた。その過程で、△自分▽が変るのを感じた、復讐と赦しの△間▽に立っているのに気づいた、というその彼女が、通訳をとおして語ったことが、ミノウはじめとする人々から口伝にわれわれ読者のもとへと届けられたのが、以下のことである。「△歴史▽と△われわれ自身▽と向きあう」という本書ミノウのエッセンスがひそかに・だがしっかりと息づいているので、少し長くなるが全き形で引用したい。

「あなた方がオスマル收容所のような場所から出てくると、否定的な気持ちで一杯になり、当然のこと、復讐しようという気になります。復讐するためには憎まなければなりません。しかし私は、八六歳の老女が語ってくれた話を思い出します。一四人いた家族はみな殺され、彼女は素手で全員を埋葬しなければなりませんでした。彼女は私に言いました『あれほど胸の悪くなるような連中をどうして憎むことができるのですか』と。私は理解しました。私が憎しみを向けている人々は、憎しみに値しないのだということ。連中は人を殺す機械にすぎないのだと。」

「周囲の世界がすべて破壊された一五歳の少女がいたとします。彼女は月の下のどこかで誰だか知らない男の腕の中で子供から女へとかわる経験をしました。彼女の青春がどの様に奪われ、彼女がどの様にして傷をおった人間になつていったのか。このことをあなた方が考えるとき、きっと、大切なことは責任者を捕らえ処罰することだと思ふでしょう。でもある日、あなた方は目覚め、憎しみが去っていることに気づくでしょう。あなた方は解放感をあじわいます。だつて憎しみはなくなり『私は彼らとは違う』と独り言ちているのですから」(二二頁)

以上の証言を、八われわれVはどううけとめたらいいのだろうか。あらかたそれは、想像を絶している、信じられない、理解しがたさのなかに取り残されてしまった、当惑にたえない、特殊なひとなんじゃない、いやいやどうしようもなく間違つてる、…などといったものであろうか。いずれにせよ、ただひとつだけ確かなことがある。それはこの証言が、復讐に代えて赦しをすすめるものではないこと、ただただ赦しを薦めるものだと言合点されてはならないということである。エピソードはあくまでエピソードにすぎず、生きられた個別性はたんなる個別性に放置されてはならないし、また逆に一般性と取り違えられてはならない、というのがミノウの根っこにある立ち姿である。ミノウの姿勢はあくまで繊細にして微妙だ。ミノウによれば、あくまで安易な一般化というものにひとは慎重でなければならず、第三者による一般化はもちろんのこと当の被害者個人による一般化にたいしてすら慎重でなければならず、いわば八慎重さの釘Vを刺しているからである——曰く「ある一人の生存者が「逡巡の末に」赦しを選択したとしても、他の犠牲者の名の下にそれをおこなうことは不当である」(三八頁、参照・二〇八頁)と。わが国がとつた元「慰安婦」への対応策、つまり道義上の「政府謝罪文」と非政府・半民間の「アジア女性基金」からの「補償金」との併用策とをかんがえる上でも、また逆に韓国政府が受給を拒否せよと一律にすべての現韓国人元慰安婦らにもとめた緊急措置をかんがえる

上でも、はたまた各国でおきた国民的な余りに国民的な議論・報道のあり方をかながえる上でも、ミノウの戒め・自戒には、何をこの問題で第一の規準とすべきかへの示唆、見失われがちな観点が含まれているように思われる。¹⁰

ところで、ミノウが虫瞰し鳥瞰する事例がじつに広範かつ多彩であるにせよ、本書で手本とされる事例は比較的少数であることが注目されてよい。それはおおむね次の四群にしばられる。

・ ドイツへのニュルンベルク裁判（国際一九四五―四六と国内一九四六―四七のうち主に前者）と、日本国への東京裁判（極東国際軍事裁判一九四六―四八）

・ 南アフリカ共和国の真実和解委員会（一九九六―二〇〇三・三）

・ 旧ユーゴスラビア国際刑事裁判（一九九三―）とルワンダ国際刑事裁判（一九九四―）

・ 米国における戦時中の日系米国人強制抑留措置とコレマツ事件判決（一九四二）と、戦後における放置から新規立法と賠償措置への劇的な新展開（一九八四―一九九八）。

その上さらにしほりこんで、範例だけとれば「ニュルンベルク国際刑事裁判」と「南アの真実和解委員会」の二つであろう。二十世紀のほぼ半世紀の歳月をへだてて向き合うこの二つの事例がパラダイムに選定されたことをここで確認し、そのことの含意と両事例の相い照らし合う様をかいま見ておくことが、本書の独自性をつかまえそこなわぬために是非とも必要である。

ミノウは回顧していう――「南アの真実和解委員会（Truth and Reconciliation Commission）において最も全面的なかたちで展開された、委員会方式による真相究明の試みは、刑事訴訟こそが最善の対応措置であるという思い込みをたいする挑戦であった」（一三三頁）。「南アの真実和解委員会のようなものであれば、事実認定をおこなう委員会は、

ありうる対応策を多様なものにせしめ、それらが実現をめざす、「真理と正義につきぬ」様々な目的を、複合的に追求する試みに途をひらく。真実和解委員会は、被害者の体験と、詳細な歴史記録の作成に力点をおき、集団的暴力によってもたらされる身体の荒廃・記憶の荒廃・家族の荒廃・友情の荒廃・政治の荒廃これらすべての荒廃を経験してしまつた個人および社会全体にたいして、癒しをもたらすことを優先する。真実和解委員会のような真相究明委員会 (truth commission) 方式であれば、それは、刑事訴追を支えるための証拠をつくりだすこともありうる一方で、刑事訴追に対する有力な代替手段となることすらあり得よう。後者は、歴史に深く根ざした分断や社会の引き裂かれを経験した国では、十全な説明責任の遂行とその過程への参加が「そしてその結果としての公共的承認＝認知が」むしろ求められるものだからである。いずれにせよこの方式を試みることは、大殺戮と不断に闘いぬこうとする人間の努力にとつて、価値あることなのである」(一三九頁、傍線はすべて書評者、以下同様)。

そしてミノウは問いかける——「大量殺人にかんする今日の論争においては、治療や癒しといったコトバ使い (therapeutic language) が目だつ。この点は、五十年前の議論状況と比べてみると極めて対照的である。事実を収集することや処罰を確定することから、心の癒しへ、と関心を移すことによつて、いつたい何が得られ、何が失われるのか」(四五頁)、裁判 (court of justice) とよばれる「従来型対応策に代替する方法は、…そもそも存在すべきなのであろうか。犠牲者(や生き残つた者たちの)感情 (emotion) を意識して作業することが、国民国家および世界の目標となるべきなのであろうか。それとも事実認定や有罪認定・処罰の、たんなる副産物にすぎぬものとして扱われるべきなのであろうか。大虐殺の後で個人の苦しみや痛みを癒すことはそもそも可能なのであろうか。抑圧・拷問・大量殺戮によつて引き裂かれた国民が癒されるなどとおもうことに、はたして意味があるのか」(二三頁)。

書評者もまた、ニュルンベルクから約五十年後の地点から発せられたこのミノウの問いかけを導きの糸にして、次の読みどころへと進むことにしよう。

2 「△悪▽と△邪恶▽の理論」の新展開——アレントの肩の上で

ふたつ目の読みどころは「理論家」としてのミノウの手腕いかなである。本書にミノウ独自の理論が見出されるか、新たな理論展開に寄与しているか、期待と不安のなかで書評者は見守った。その結論は、訳者のひとりの駒村の結論とは逆に、「しかり」である。わけても法理そのものというよりもその根底にある実践哲学的理論に目を凝らすとき、俄然「しかり」といわなければならない。ミノウによる理論展開の次第を追ってみたい。

五十年前、ナチス体制下の「強制収容所」と「死の大量生産工場」の実態が次々に発覚するなかでの議論状況から、「△悪▽の理論」が深められ、「△根源悪 radical evil¹¹ないし邪恶 wicked▽の理論」が生みだされたことを、そしてそもそもこの理論的革新をもたらしたものが国家犯罪の「極端さ」の衝撃であり、従来例とのその決定的な「質的」落差であったことを、ミノウとて心得ている。それは、本文中の断片的文言やいくつかの脚注から明らかだ。¹² ならば次に問われるのは、本書のミノウが凝視し標的にすえた「邪恶の理論」は何であったか、であろう。それは、ナチス以前のプラトンでもスピノザでもシェリングでもカントでもなければ、ナチス以後のレビナスでもヨナスでもないし、ナチス以来の法哲学者たち、たとえば G.Radbruch (1878-1949) とし L.L.Fuller (1902-1978) とし H.L.A.Hart (1907-1992) でもない。¹³ ハンナ・アレント (一九〇六—一九七五) である。彼女の「△邪恶▽の理論」理論的主著『人間の条件』(一九五八)にミノウはくりかえし論及している(一七、四〇、七九、八〇、一七七、二一九頁、参照、一三四頁注

一五三)。

そのうえ、五十年後のいまを生きるミノウは時の利をいかすことができる。一方では、歴史においてなおもつづく大規模暴力の大打進をまえに続々とつみあげられてきた臨床心理学的知見を、また他方では対女性暴力の阻止をめざすフェミニズム運動と連繫しつつねりあげられた「心的外傷後ストレス障害 (Post-Traumatic Stress Disorder、略称 PTSD)」——正確には複雑性 PTSD——なる新概念をひっさげて登場した精神医学者ジュディス・ハーマンの画期的かつ論争自覚的な体系的理論書『心的外傷と回復』(一九九二、増補版一九九七)を、援用することができる(一〇二—一七、一八四—一八六、一二二—一二九頁)。いくぶんかの逡巡はあつた。しかしこの両者を足がかりにしてミノウは八癒しVという個人心理および社会心理の新次元を新たな課題としてひきうけている¹³⁾。

かくしてミノウのとるべき道は、旧理論に固執することは論外とすれば、それにとつて代わる新理論を提唱するか、新要素の組み込みという観点から旧理論の継続形成 (Fortbildung) を試みるかのいずれかである。書評者のみるところ、後者の径をミノウはえらびとつている。不整合による理論破綻のおそれを賭して継続形成をこころみようとしている。では「人間の条件」を基礎理論とするアレントの「根源悪 (邪悪) の理論」にたいして、そのどこを受け継ぎ (形成面)、そのどこに限界をみ、いかにしてその限界を突破すべくアレントの穴 (Lücke) を埋めようとしているか (継続Ⅱ発展面) を追跡しよう。まず形成面からみてゆこう。

ミノウの前にアレントは三つの姿で立っている。「復讐と赦し」という軸の設定者として、「根源悪は犯罪概念じたいを破壊する」という最初期の指摘者のひとりとして、そして「八善／悪V」という素朴二分法図式からの脱却¹⁴⁾を呼びかける者として。これら三点の形成関係を、必要とあらばアレントの初期著作——理論書へと結晶する以前の、そのいわ

ば養分となつた事件相即的な時論——で補いながら、まず確認しよう。

① 「復讐と赦し」という分析軸の設定者として

広範な事例のうちからナチズムと南ア事例、この二つを範例としてミノウがとりだしたとき、∧正義と真理∨、このふたつの価値理念を分析軸に採用することもできたであろうが、そうはしなかつた。むしろ迂回して、∧復讐と赦し∨という、あえて膨らみのある、宗教的次元のみならず心理的な次元にまで立ち入らざるをえない広緩な分析軸をミノウは選択した（二六一―四四頁）。「復讐と赦しは、悪行にたいする人間の諸対応を羅列したスペクトル上にとともに存在するが、その対極的地点に位置する」（四三頁）。

もちろん、この選択の背後には『人間の条件』のアレントがいる。アレントから引用しよう、「赦しは復讐の対極に立つ」が、復讐も赦しも「活動 (action)」の範疇にぞくする」。復讐とは「孤立した単発の活動ではなく」、最初の罪にたいする反作用 (reaction) としての活動 (action) である。だからその場合、ひとは最初の罪の帰結に終止符をうつどころか、あらゆる活動内にふくまれる連鎖反応を無制限にすすむにまかせてしまい、結局のところ、その無限連鎖過程の囚われ人になる。そのうえ復讐というものは、罪にたいする当然の自動的反應であるがゆえに、また活動経過も不可逆的にすすむがゆえに、予測可能で計算可能なものである。ところが、これとは対照的に、赦しはけつして予見できない。∴赦しは「罪にたいする」単なる反作用ではなく、それを誘発した活動「『犯罪行為』」に条件づけられることなく新たな「始まりとして」予期せぬ仕方で作作用するものなのである。したがつて赦しは、赦す者と赦される者をおいとも最初の活動「『犯罪行為』」の結果「復讐心・復讐行為」から解放放ち自由にさせる唯一の活動である。赦しを説くイエスの教えに含まれる自由とは、復讐からの自由である。なぜなら復讐をつづけた場合、行為者と受難者とは、

活動過程の無慈悲な自動運動の渦に共にまきこまれ、赦しが無ければけつしてそこから脱け出せないからである」(アレント 『人間の条件』志水速雄訳・ちくま学芸文庫版三七六一―三七八頁)。

② 「根源悪は犯罪概念じたいを破壊してしまう」という最初期指摘者のひとりとして

復讐と赦しを両極とするスペクトルを復讐の極の方にすすんでみよう。そして、剥き出しとなった裸形の復讐から、第三者の関与と当事者間での均衡性原則と個体的人格の人権原理とによつて「抑制された復讐」(三〇頁)とみなせる応報刑(ないし応報的正義 retributive justice)の方へと、ふみだしてみよう。そのときミノウは何を見出すか。またしてもアレントである。今度のははっきりと名指してミノウはいう、「アレントは一九四六年、「師にして」友人カール・ヤスパースに宛てて次のように書き送っている。ナチスの犯罪は法というものの限界を顕現させた。△法の支配▽の原則を伴なう裁判形式では大規模殺戮の△本質▽に対処しうるほどの機能を：果たせない」と(七九頁)。これにたいし書評者の方から対補しておこう。アレント自身はこういつている——ナチに対してはその「罪を裁くことは必要だが、〔六〇〇(〜四五〇) 万人もの大殺戮という〕彼らの犯罪に見合う罰はない。：ゲーリングに対して死刑を宣告することとはほとんどジョークに等しい。わたしたちにできることはといえば、彼がいずれにせよ自ら行ったであろうことよりも少しばかり早く彼を死なせることであるにすぎない。そしてそのことを、彼自身も彼のニユルンベルク国際裁判での弁護人たちも心得ていたのである」(『地獄絵図』(一九四六)『アレント集成I』斉藤純一ほか訳、みすず書房、二七一―七二頁)。

△破壊された、ではどうする?▽という問いをここではぐいとこらえ、形式論理的な帰結の方をさきに見極めよう。そうすると、ひとつの決定的に重要な区別が浮上する。それは「通常の刑事法制の文脈と：大規模暴力の場合」

（一八七—一八八頁）の相違、「ふつうの犯罪と集団的暴力の場合」（三九頁）との峻厳な区別である。要するにミノウはここで、（邪悪というネガ善の論脈から極端不正義というネガ正義の論脈へとやや論点地平をしばりながら）「たんなる不正義」と「極端な不正義」とは峻別せられてしかるべきだと主張しているのである。これは、アレントの「悪／邪悪の二段区分テーゼ」をいいかえたこに他ならない。

だが安心するのはまだ早い。以上から第二の形成関係を確認できたとはいえ、ふたたびリアクションのスペクトルの両極たる八復讐と赦し√に立ち戻ってみれば、ひとつの不明点が残っているからである。不明点とは何か。極端に不正義な行為、すなわち「極端な犯罪行為には、赦しは適用されない」（前掲『人間の条件』三七五頁）とアレントは断言し、はつきりと赦しというものに限界をふしているのに対して、ミノウは一体どうなのかが不明だからである。ともあれ、アレントにあるこの限界づけは、遠くふりかえれば、戦争への新約聖書の態度決定が絶対平和主義と正戦論いずれなのかの論争と共振し、十六世紀宗教戦争のまっただなかに生れたユマニスムの自問「寛容は不寛容にたいして不寛容となるべきか」（渡辺一夫『ヒューマニズム考…人間であること』講談社新書一九七三を参照）へとまつすぐ通じている。また近くは戦後ドイツの「闘う民主主義」への選択をめぐる賛否や、昨今にわかに再浮上した問い「テロリズムとどう闘うか」をめぐる大論争とも相通ずるところがある。しかしともあれ、アレントが突きさした限界づけの釘が看過されてはならないであろう。なぜか。真性共和国△国民の和解 Reconciliation√をめざし△治療の観点√を必要とあらば宗教の投入も辞さず防衛しようとする南アの事例と、△根源悪 radical evil√を地上に出来させた人類史上の一画期をなしたナチス体制転換事例との△あいだ√に立つミノウにとって、アレント理論の継承にあたって、まぎれもない、ひとつの試金石をなすからである。「赦しにたいするこの限界づけの釘」は、前節の逸話でふれた「被害者個人のイニ

シアタイプ」という第一の釘をさしたミノウによつて、第二の釘として真剣に扱われているか。赦しの限界への釘は堅持されているか。この点の黒白は後ほど明らかにすることにして、先を急ごう。第三の形成関係をみよう。

③ 「八善／悪」の素朴二分図式から「リアリティー」への還帰」を呼びかける者として

戦後直後はやくもアレントは呼びかけた——「美德を超えた無垢と、悪徳を超えた罪責と（という二分図式）から、言いかえればすべてのユダヤ人が必然的に天使であり・すべてのドイツ人が必然的に悪魔であるような地平から、私たちは政治というもののリアリティーに立ち戻らなければならない。ナチがつくり上げた地獄。この事実にかんしては真なる物語、真偽の賭けられた物語りが、未来のために、何としても必要なのである。なぜならその事実が、私たちの呼吸する空気そのものを一変させ、毒してしまつたからである。また、その事実が、夜は私たちの夢に棲みつき、昼は私たちの思考に浸透しているからである。しかしそれだけではない。その事実が、私たちの時代の基本経験と基本的悲惨になつたからでもあるのだ。この新しい基盤にのみ、新たな人間学はもつとづくであろうし、そこからのみ、私たちの新なる洞察、新なる記憶、新なる活動が「始まり」である」（前掲「地獄絵図」二七二頁）と。この呼びかけにこたえて、ミノウは悪の実体化・神秘化¹⁷とともに斥ける。そしてリアリティーへの還帰につとめる。

そのための第一の道具としてミノウに注目されるのが、八加害者／被害者／傍観者／概念であり、彼女によつて徹底した関係概念化をほどこされ、社会学的な役割概念へと転換され駆使されるこれら三つの主体概念である（参照一八六頁¹⁸）。ミノウは、現在の地点からドイツでの半世紀におよぶ歴史論争をふりかえつて言う——歴史家モオエラー（R.Möller）によれば「一九五〇年代、ほとんどの西ドイツ国民は……一握りの加害者と、それに対峙する犠牲者としての国民」¹⁹という図式だけで彼らの経験を解釈することができた。一九八〇年代、九〇年代にこの戦後史把握が再び強

烈な争点に浮上したが、そこでも上記のような過去像がじつに生々しく残存していることが明らかとなった』：「探し求めるべき新たな」歴史理解は『犠牲者と加害者のカテゴリーを相互排他的なものとしてあつかう語り口を超えていこうとするものである。つまり、△個人の生▽と△集団の運命▽との複雑な交錯を、第三帝国のドイツ人が△被害者でありながらどうして他者「すなわち他国民および自国民のなかのユダヤ人・ロマ人等の少数民族、自国内の障害者や体制批判者」には加害者となつてしまつたのか▽を探求すること、まさにこのことによつてこそ得られるものなのである』（二二六頁―注一三六）と。

「生きるための嘘 (Lügenstille)」を見抜いた、直接経験なき第二・第三世代がいわば時間的傍観者と可能的当事者いずれの立場をとるのかを迫られ、自らの態度決定をかけて発する問い「あのとき何してたの?」「どうして?」¹⁹⁾に応じ答えることができるためには、社会の再建の何たるが——つまり一方で国民の和解・国家機構の再建という国民国家レベル、他方でその基盤ないし前提条件となる人々の家族および地域共同体レベル、この双方をふくむ広義・社会の再建とはどういうことなのか——が真正面から突き詰められる必要がある（一一七―一三九、一四二―一四五、一五七―一七八、二〇四―二〇八頁）。しかしそれだけでは足りない、崩壊過程の分析が必要なのだとは主張しておきたい。²⁰⁾つまり再建過程とは逆の、崩壊過程の何たるかが究明される必要がある。²¹⁾しかも崩壊の次第は、メカニクックに描き出されてはならず、むしろ△ふつうの人々▽がいかにして△邪悪▽に無感覚となりやがては積極的に自ら加担してゆくかという観点が不可欠となる。生活の不安定さや先行きへの不安ともあいまつて、自主規制と内なる自己検閲にのりだし、やがては真理要求をはなから欠くイデオロギーやデマゴギーに染まつてゆく次第、あるいは国家秘密警察や強制収容所を典型とする暴力の恐怖△テロに△ふつうの人々▽がいかに屈してゆくかの次第までもが究明される必要がある。

崩壊過程のこうしたりアリティーを、まさに世代間で架橋するための道具立てが、ミノウに潜在し(七二、一八八／二二三、一八七、七八、二九、八三、一九二頁この順で) A、ヘラーによって顕在化させられた「八ふつうの人々」の感染」モデルである。²²⁾ 今後この分析装置を洗練させていくことが課題となろう。このモデルはさきほどの三関係概念△加害者／被害者／傍観者▽を第一の道具立てたとすれば、第二の道具立てるとよぶことができよう。

さて以上われわれは、ミノウとアレントの形成関係を三点にわたって確認してきた。そこで次に、ミノウによる継続形成への関心をその形成面から「継続」面へとうつそう(そのなかで、これまであと回しにしてきた「形成の試金石」問題などの論点にも答えを出すことにしたい)。ミノウの第一・第二の道具立てのみならず△治癒▽の観点にも注意を払いながら、アレント理論のどこを進展させようとしているかを追跡しよう。そしてその鍵は、予めいつておけば、「事例分析」にある。

ミノウにとつて、アレントの邪悪理論の欠陥＝穴はふたつある。根源悪のところと、その出現コンテクスト(事例)のところである。

一方の穴は、先ほど保留した問い「破壊された、ではどうする？」にかかわる。アレントは「ホロコーストに直面して、法の限界を鋭くいいあらわし、国連のような国際機関にもとづく権利章典については懐疑的でありつづけた「けれど、他方」国家間の協力にもとづいた△国家を超えた法▽をハンナ・アレント自身がしもとめていた」(八〇頁)と評伝されるが、しかしその探求にはのりださなかつた。それどころか「ジェノサイドに直面して、我々は、△罰することができないことを赦すことはできないし、結果的に容赦できないことが判明しても罰することもできない▽」(一七頁)との主張は、なるほど原理的・純理論的には正しいが、しかしそれだけにとどまるなら不作為を容認し助長しかね

ない。こここそ、ミノウにいわせればアレントの欠点がある。法学者ミノウはいう「たとえこのアレントの主張が正しいとしても、だからといって何もしていないことは誤りだ」（一七頁）と。こうしたアレントの宙吊り状態から脱却すべくミノウがやったこと、それは、復讐と赦しの八あいだ▽をおし拵げ（二七、四四、二〇八頁）、そこにひろがる数々のありうべき法的対応策を各時代各地の事例から探りだし、ひとつにまとめあげることによって、二十一世紀における地球各地の歴史社会コンテクストへの適用にそなえることであつた。そのまとめあげの成果が、じつは、前章でみた八法的対応策のパッケージ▽であり、六つの文脈的条件だったのである。これが、ミノウによる第一の欠缺補充、第一番目の「継続Ⅱ発展」作業である。いふなればアレントの関心が根源悪の性質・事例の性格づけに注がれていたとすれば、ミノウはその対処・克服策、移行のためのより実践的な提言へと焦点を移動させている。そしてこうした焦点移動は次のアレント第二の欠陥とされるものについてもなされる。

もう一方の穴は、アレントが主たる素材とした事例の特徴にかかわる。それは、ナチス体制の新体制への移行局面を、ミノウの前にある豊富な事例と対比したとき際立つ。ナチス体制下における八加害者・被害者・傍観者▽の三主体が移行期のドイツ社会ではあらかた元八加害者と傍観者▽だけになってしまつており、そのため、移行期にも三者すべてが揃う事例類型をカバーしきれない（参照・二〇五頁）。これが、アレント第二の穴とされる。²³もつともじつは南ア共和国のアバルトヘイト体制について、しかもその発端についてだけなら、五十年前のアレントも同時代人として目撃していた。²⁴けれども、その崩壊・移行の過程をまさに固唾を呑みながら見守つたのはアレントではなくミノウであつた。ミノウはそこから絶大な示唆をくみとり、上述の八社会再建と治療▽の観点を獲得し、前面にそれを押し出したのである。南アが真正共和国への移行のためにとつた措置は、ごく簡単にのべておけば、次の二段階からなる。第一段階は、①旧

憲法を廃止する一方で、一定水準の本憲法の制定を約束しその水準の審査役となる憲法裁判所を設置することなどを旨とするラジカルな制度転換を、近代(一実定法)の自己言及性を極限的に駆使してうたいあげたところの「暫定憲法」を制定した段階(一九九三)である。ここでは「暫定憲法」という斬新な手法がひかる。つづく第二段階は、②「真実和解委員会」という手法を中心とする。これは、移行期独自の暫定憲法で設営された新国会が暫定憲法二三二条第四項「統一と和解」条項にもとづき制定したところの「国民の統一と和解を促進する法律」(Act no. 34 of 1995)を根拠に設置され、翌年から活動を開始した委員会である(八七、九〇頁)。これら二段階のうち、どちらかといえば後者、すなわち真実和解委員会からミノウは制度的構想力の靈感をえている。²⁶そしてこの措置は、従来から南米などで周知の「真相究明委員会 truth-commission」方式に南ア独自の「 \wedge 和解の観点 \vee 」(癒しの観点に支えられた国民和解・社会再建の観点)をくみこんだものだが、ではなぜこのような措置が編み出されたのか。

ミノウの事例分析によれば、つぎの点で南ア事例がナチス体制事例とは決定的に異なっていたからである。

第一に、既述のとおり、移行期の社会構成のうちわけに関して、ナチス事例では旧体制崩壊後、かつての被害者、わけてもユダヤ系国民層が、絶滅政策や亡命によってごっそりと脱け落ち、事実上ほぼ不在化していたのに対し、南ア事例では基本的にはそうではなく、むしろ加害者も被害者もおなじ場所にとどまり旧体制崩壊後も日々顔つき合わざるをえなかった、という点である(一〇二、一六〇、二〇五頁)。

それだけではない。

第二に、旧体制の崩壊が、また移行のきっかけが、何によったのかに関して、南アは「交渉」、ナチス事例は「戦争(での敗北)」によってもたらされた点である(一八、八六頁)。²⁸

第三に移行前の旧体制下において△加害者・被害者・傍観者▽の三主体間の「互換性」がどうであったかに関して、ナチス事例では国民の大多数は傍観者にとどまり少なくとも直接的暴力の加害者になることはなかったし、国家的殺戮の徹底性と全体主義支配の組織論的理性の巧緻ゆえにであろうか被害者が加害者に復讐し新たな加害者へと転身することも殆どなかったが、南アは違う。四十年ものの長きにわたり人種隔離政策がつづけられた南アでは、「手を汚していない白人はいない」（二八七頁）とさえいわれ、隔離政策の被害者たる黒人として例外ではない。しかもなお複雑なことに、「特定の個人が被害者にも加害者にも傍観者にも該当する場合」すら在りえたのだ。個別例を誇張しすぎてはならないが、例としてドノバン青年のケースに注目しよう。「秘密警察によって両親が蹂躪される様を目撃してしまった学生。かれは、抗議団体ひいては闘争団体に参加し、その後逮捕されるものの、やがて秘密警察にテロの手法で対抗することを決意し、パイプ爆弾を炸裂させ、市民を無差別殺害した」（一〇一頁）というのである。

以上を要するに、これら三つの条件へと集約される相違が、南ア事例をナチス事例から分ち、移行期における処理方式を刑事裁判（国際的・国内的）ではなく、真実和解委員会の設置そして△治療▽観点の重視へと、踏み切らせた要因なのだ、とミノウは示唆し、ひそかに主張しているといつてよい。だがここで疑問がわく。ミノウの主張は逆にナチス体制処理の問題に反映されないか。二十世紀の根源悪にたいするニルンベルクでの「人道・人類humanity」などいいう一見おおげさな観念をもちだしてまで強引／敢然（？）と遂行されていた処断と、その後の、いわば防波堤をつぎつぎつくりあげてゆくかのごとき切迫した展開——すなわち、ごく最近のローマ条約の各国批准発効による常設国際刑事裁判所の設置運営へといたる、「戦争犯罪」「国際犯罪」概念の精緻化・実定法化と法的対応策の蓄積——とが、いわば「和解と癒しのオペラート」でくるまれてしまうことにならないか？ さらにアレントの邪悪

理論のミノウによる継続形成に破綻をもたらさないか、と。こうした危惧は、すでに本稿でも紹介したとおりミノウ自身を感じ、また書評者も、アレントの刺した「八赦しにたいする限界づけVの釘」「ミノウの試金石」として表明しておいたことである。²⁰⁾ いまやそれに立ち入ることにしよう。

注目すべきことに、ミノウも南アの真実和解委員会も決してアレントの釘を手放そうとはしていない。少なくとも理論的にはしつかりと堅持しているのである。確認しておこう——「南アの異例な試みは、真相究明委員会の方式と、ここでの、誠実かつフルに事実を打ち明け開示するプロセスに参加した犯行者にたいしてはという条件付きの恩赦とを、組み合わせている。したがって、それ以外の犯行者に対しては刑事訴追がおこなわれることになろう。「真実和解委員会を支援する三つの下位委員会のうちのひとつで、現／元判事をメンバーとする「恩赦小委員会」という一種の法制度体」準司法的な機関が独立の調査をつうじて犯行者による事実の語りを評価し、恩赦申請を受け容れるかどうかを決定する。しかし、極端に極悪非道 (disproportionately heinous) とみられる犯罪をなした者……からの申請は、却下されるのである」(九五頁、参照、一八七頁―注二一および三四頁―注三)。²¹⁾

そのうえ事例を、南アからさらに旧ユーゴ・ルワンダなどへとミノウがひろげるとき、第三条件を分節・精緻化する必要がでてくる。というのも、これら第三群の事例は「社会の大多数の構成員がテロや拷問に加わっていたケース」(一八七頁―注二一)であり、前記のナチ事例とも南ア事例とも異なる新類型の事例だからであり、このタイプに「どう対応するか」(一八七頁―注二一)は、第一・第二事例群とはまた別種の切迫さをもってポスト冷戦時代の現在まこと切実に問われているからである。

国民の多くが国外ないし国内で難民となり傍観者役はほとんど不在化する一方、生活の現場には加害者と被害者の相

互に入り乱れた血塗られた関係だけが残った、という近過去は、その侵害加担者の数だけみても、どれほど社会再建と心的外傷からの回復が困難かは察せられよう。だからこそ、主体間の単なる互換性ではなく加害者数がどうなのか、というリアルでプラグマティックな要因を強調した第四の条件が必要とされるのである。「殺害行為に関与したのが、住民（人口）の多数か、少数にすぎないか」（一八頁）——これが、ミノウ示す第四の条件である。³¹

以上われわれは、三つの事例群にたいするミノウの分析の手さばきを辿ることによって、アレント理論の「継続」形成の次第を追跡してきた。追跡の仕方は、本書の目次から明らかとなり、対応策に事例を配するといういささか演繹的な叙述様式をとったのがミノウ本人だとすれば、本稿は逆に、事例群に対応策を配し、事例類型ごとに適切な策をさぐるという仕方、「継続」形成の次第を追跡してきたわけである。では継続と形成の追跡から何が明らかになったか。

それは、すでに前節(1)でみたとおり、戦後半世紀という時の利を生かそうとするミノウの意図である。つまり、かつてアレントがナチス体制と並べてスターリニズム体制を分析することで、「全体主義」支配という新概念をねりあげ、「根源悪」をその中に位置づけ「人間の条件」に根拠づけたとすれば、ミノウはその両者と並べてさらに南アパルトヘイト体制などの「豊富な事例」を視野におさめ・△癒しと和解▽の新観点をとりこむことで、「邪悪の理論」を、それへの「法的対応策の理論」へと発展させたのである。

要するに、ミノウは、「二十一世紀の△叙情詩▽的法学の可能性」を本書で描き出そうとしている——こう書評者には読めたのであった。

もつとも、△感情ないし情念∥受苦 (emotion, passion)▽という要素をも重視するミノウの△社会再建▽の構想は、その根幹にすえられた△癒しや和解▽が種々の異論にさらされている。彼女じしんが検討した問題点以外では、たとえ

ば個人や集団の△癒し▽にたいしては、トラウマ概念やPTSD概念をめぐる従来からの問題点や論争があげられよう。⁽³⁵⁾ また、南ア事例・真実和解委員会を典型例にすえた△国民和解▽の理念とその(ある程度の)実現に対しては、南アという事例の特異性、そして「南アのひたすらナショナルな移行措置はジェノサイド条約等の国際法とじつは抵触しているのではないか、だから国際的に通用するモデルではありえない」との異議をあげようとおもえば挙げることもできよう。⁽³⁶⁾ しかし従来無視されてきた△感情(情念)▽の要素を果敢にもとりこむ企てはその最終的な成否はさておき、現場での人間の条件の追究や最近の社会科学にとつて、やはり貴重なところみだと評せよう。ましてやアレント理論の継承発展という純理論的観点からともなれば、見事な達成だといわざるをえないであろう。

まとめよう。

・ミノウはアレントの肩の上ののつた。最後まで落ちることはなかった。その結果、アレントよりも遠くを見ること
ができた。

・したがつて本書は、単なる事例報告書でもなければ、単なるインスピレーションの書でもない、むしろ、ミノウの
理論家としての手腕を十全に発揮した書、つまり理論の書だといつてよい。

これが、書評者の本節における結論である。

本書第二の読みどころも書評者のこの結論も、「ミノウは一般命題や理論的なるものを極力ふりかざさない」と予め
断つておいただけに、意外だったかもしれない。それにたいして第三の読みどころは、少しも意外ではない。むしろ当
然すぎるほどの当然さがあるといつてよい、もし第二の読みどころの延長線上にそれをみすえることができるならば。

(1) Vgl. Mironow, *Making All the Difference* (Cornell U.P., 1990), p.XI, 7, 12, 15f. 但し〈関係性〉を強調し、パースに書中二度にわたる言及するものの、〈関係存在論〉にまでミノウは踏み込んでいない。実体存在論に代わる関係存在論についてはさしあたり、A. カウフマン『正義と平和』(竹下賢訳・ミネルヴァ書房一九九〇)一八八—一九一頁を参照。

(2) これまで、「移行」過程は独自の時期として捉えられることは稀であった。新旧いずれの体制をめざすにせよ、そこへのたんなる「過渡」期ととらえてしまうことが圧倒的であった。その結果はといえば、急いで通り過ぎるべきものとされた過渡期が過ぎ去らぬ課題を逆につきつけ続けるという、皮肉な事態である。その一例が、一九九五—一九九六年にかけての橋本首相による、元「慰安婦」(二万人のうちの生存者五〇〇余名)への施策であった。繊細の精神を謝罪文にこめようとはしたものの、賠償金の等価性原理と国家間条約の論理という幾何学的精神の限界を前に砕け散ってしまったこの事例をミノウは見逃していない。彼女は、「請求者個人のための公正手続き」を欠くかぎり二国間条約ないし協定はつねに不十分だと鋭く指摘している(一六〇—一六一、二六四頁)。

なお日本にかなする叙述としてさらに、「東京裁判・極東国際軍事裁判」の索引項目にあげられたもののほかに無差別空襲(五六頁)・原爆記念碑(二一六頁)・国民間和解の比較文化・比較宗教的背景分析(三一四—一四三、二六三、二五頁)、また個人名としては上述の橋本竜太郎のほかに広田弘毅(七一頁)・村山富市(七三頁)がある。

(3) たとえば次の単著を比べてみることにする。John P. Lederach, *Building Peace: Sustainable Reconciliation in Divided Societies* (US Institute of Peace Press, 1997) や山田満『〈平和構築〉とは何か』平凡社二〇〇三、あるいは篠田英郎『平和構築と法の支配』創文社二〇〇三。もともとこれらの著作とミノウの本書とは必ずしも対象領域がびたりと重なり合うわけではない。力と力の対峙という要素をふくむからだろうか、ミノウは「抑止(deterrence)問題は執筆動機に含まれなかったと明言しているからである(二二二頁)。しかし執筆動機はどうあれ、結果として抑止にも論及しているので比較可能性は成立している。

(4) これに類した事例をひとつ紹介しておきたい。日韓国交正常化から約四〇周年を機に張済国(チャン ジエイクック)東西大学国際関係論教授がよせた「(ロシア・サハリン州) 残留韓国人 日韓で子供に教育の機会を」(朝日新聞二〇〇四年一月二日「私の視点」欄)によれば、日本の植民地時代に炭鉱労働のため強制移住させられたロシア人がロシア・サハリン州に今も一世から四世まで四万人余りが暮らしている。こうした「サハリン残留コリアン問題」の在り様に対して、いかなる対応策がベストか。希望者全員が永住帰国し被害者全員への十分な補償がたとえなされたとしても問題は決着しない、なぜなら「金銭的補償がいかに手厚くても、過ぎ去った年月までは補償することができないからだ。将来に結びつかない治療の努力は、過去の痛みが世代に引き継がれてしまう可能性がある」として、希望者の永住帰国や未払い郵便貯金の返済などの「過去補償型支援」と並んで「未来型支援」を張氏は提唱する。未来型支援とは、第三第四世代は第一世代とちがってサハリンの社会を築いていこうとする意思があり、幸いサハリン自体も天然ガスが発見され日米英などの企業も進出していると

いう特殊事情を踏まえて、彼らがサハリンで「コレア系ロシア人」として堂々と生きていけるよう側面支援することを旨とする。その柱となるのが教育支援制度である。整備の進展状況は現在のところ、「三、四世の留学費用を支援する『サハリン韓国人教育財団』の設立のため日韓両政府に共同で拠出をもとめる声明」が、去る二〇〇三年七月開催されたサハリン大学・東西大学・在日韓国人系NPO（ワールドテンポーネットワーク）の三者による国際シンポジウムで採択され、財団への出資を日本国民・政府に要望しているところだという。ちなみに、「東西大学は昨年二〇〇三年、サハリン残留コレア人三世四世の中から毎年五人を留学させる制度を設けた。授業料は大学の奨学金でまかなうこともすでに始められているようだ。そして張氏はこう結ぶ「日韓共同の努力で養成された三世四世がサハリンの経済建設に堂々と参加するようになったとき、ハサハリン残留コレア人問題」は真の解決に向かう」と。憲法典、韓国、東京裁判、「終わらない移行課題」の数々にいまま振り回されつづける日本に、いままからでも遅くはないよ、と呼びかけているように思えてならない。奨学金制度が、遅ればせの移行のために、もつと活用されてもよいのではないか。

(5) ミノウが紹介する例をいくつかあげておこう。①ウエストファリア条約（一六四八年）の締結地として名高いドイツのミュンスター市は、彫刻の町としても街づくりをすすめており、その一環として設置されたのが「ミュンスターの消えたユダヤ人」（二二六頁）であった。それは反彫刻をめざすかのごとく、黒い石棺をおもわせるただの巨石であったが、美学的見地と交通効率のゆえに一九八八年に撤去措置がとられ、大論争を巻き起こした、という。②同じくドイツのハンブルク市「反ファシズム記念碑」（二二八頁）は、こう紹介されている——「芸術家や地域社会がいかなるかたちでハ記念」行為をするのかをめぐって激しく論争されることがある。論争は、従来の記念行為のひとりよがりや紋切り型を動揺させる。芸術は、ハ表現不能なもの」をみずから表現できるのか？

芸術は、ハ記憶」というものを、固定された物理空間に閉じ込めることを止めさせ、ハ記憶」をめぐって苦しみつづ今を生きる人々に対して、応答責任をはたすことができるのか？ ハンブルク市から「ファシズム・戦争・暴力に反対する——と同時に平和と人権のための——記念碑」を作成するようにと招聘されたガーツ兄弟は、彼らのいうハ対抗記念碑」(countermonument)を追悼施設として設計した。：歩道沿いのショッピングモールによつて設置された一二メートルのこの記念柱は、通行人市民や見学者に自分の名前を付けてもらい、もつて「警戒と自戒」を求める、意匠になっている。：柱に刻み込まれた碑文はこう予言している。ハやがてこの記念柱は完全に消えて亡くなり、ハンブルク市反ファシズム記念碑のあった場所は、空地となる日が来るであろう」と。実際：五年後に柱は地中に姿を消す。沈下しきつた時、記憶し続ける責務は柱を見たもの者たちの方に課される。このような対抗的記念施設をめざすところは、慰撫ではなく、挑発なのである」と（なお引用文中で二重括弧は煩雑になるので省略した）。③「ヴェトナム戦没者記念碑」（二二四—二二五頁）は、米国の首都ワシントンのリンカーン記念堂近く、憲法庭園の芝におおわれた緩やかな斜面のなかにある。それは、磨きあげられた漆黒の御影石が二本、一二五度の角度で組み合わされたシンブルなつくりだが、訪問者は斜面をくだりながら漆黒の石壁に刻み込まれた戦没者の名

前だけを、自分の姿と二重写しにさせながら読み進んでゆくことになる。戦没者の肩書き、性別、出身地は一切ない。死者の名前と自分の姿、二重写しの読みづらさに耐えつつ百メートル余り下ってゆくと、ひとときわ低くなった中央結合部にいたる。背丈をゆうに越えたとときわ高くなった壁一面になおもつづく戦死者の名前、名前、名前：に遭遇し、その山積に圧倒され驚愕するという意匠である。作者はコンペ当時二三歳、イェール大学生だった中国系米国人マヤ・リン（一九五九）。彼女の追悼碑は、そりたつ垂直性、雄々しさ、勇猛さに欠け、敗北感と罪悪感しか感じ取れないとして、少なからぬ戦没者遺族や帰還兵から猛反発をうけた。退役軍人会が戦死者・帰還兵の榮譽をたたえ入聖別する記念碑を別途立てるべしと要求した結果、戦場での銃を手にした兵士群像（作者フレデリック・ハート（一九四三—一九九九）が、古典様式の国家建築物の居並ぶ敷地の間近に追加設置されたという（記憶と表現研究会＝寺田匡宏・笠原一人『訪ねてみよう、戦争を学ぶ、ミュージアム／メモリアル』岩波ジュニア新書二〇〇五、一六六頁以下もあわせて参照。なお、マヤ・リンはその後、「公民権運動記念碑」を設計し、作品はアラバマ州モンゴメリーの州議会堂近くにある南部救貧法センター構内に、一九八九年設置された。円錐体を逆立ちさせた格好の水盤、その中心から水が流れ出し、水盤の縁に記された運動での死者たち四〇人の名前を順にへめぐった末に、水は側面をつたい滴り落ちながら水盤底の頂点へと結集する。という構造になっている。水盤の向こう壁には碑文がある。〈Until Justice Rolls Down Like Water, And Righteousness Like a Mighty Stream〉（ケネス・フット『記念碑の語るアメリカ：暴力と追悼の風景』名古屋大学出版会二〇〇二、三〇四頁）。

フットの書は、すべて米国の素材に限定されているが、（災厄に見舞われて悲苦痛にのみこまれた個人／共同体とそのカタルシス、そしてそれゆえにもとめられる）記憶の保存・再生産のための「象徴表現の一般理論」を下敷きにしていく。記憶と表現研究会の前掲書にも記載された、靖国神社の遊就館やベルリン・ユダヤ博物館（とホロコーストメモリアル）などの分析にも応用できようが、その適用次第については別の機会にゆだねることにしたい。

- (6) 非等価性／等価性のこの区別は、アリストテレスからマルクスへ（本山美彦『ノミスマ(貨幣)』三嶺書房一九九三）とつながるものだが、ミノウ自身はとくに前者「非等価性」のことを「値する」とよび、ぼんやり「a theory of deserts」に依拠するといっている（二五—三五頁）。アレントも古ゲルマン語伝来の Wert を分節化させてあるが、worth and value の峻別を説く『人間の条件』（一九五八）、志水速雄訳・ちくま学芸文庫版一九九四、二五九—二六二頁）。ミノウにとって非常に重視されているこの論点について詳細に検討した最近の文献として Ruth Shang, (ed), *Incommensurability, Incomparability, and Practical Reason*, (Harvard UP, 1997) ならびに、若松良樹『センの正義論：効用と権利の間』勁草書房二〇〇三、特に「四二」天秤と測れなざる④、一七八頁以下と二七五頁—注二四、を参照。また、特に刑法に即し「値する」を論じたものとして D. E. Scheid, *Constructing a Theory of Punishment, Desert, and the Distribution of Punishments*, 10 *Canadian J. of Law and Jurisprudence* (1997), 441-506.

- (7) Vgl. Rainer Forest, *Kontexte der Gerechtigkeit*, Suhrkamp 1996, S. 242ff.
- (8) ゴールドストーンという人物について一言。かれは体制転換後の現在、南アフリカ共和国で、憲法裁判所の判事の職にあるものだが、元来は民法系の弁護士として、またアバルトヘイト体制末期には八法と政治のあわいに呼び出され通称ゴールドシュタイン委員会(正式名 the Commission of Inquiry regarding Public Violence and Intimidation)の主催者として、法と政治の境域問題に取り組み、体制移行期の真実和解委員会 (Truth and Reconciliation Commission) の先駆けとして、真正共和国への軌道を準備したと評される人物である。のみならず、法と政治のあわいで積み上げたその困難な法律家経験をかわれて、旧ユーゴ国際刑事裁判所 (ICTY)・ルワンダ国際刑事裁判所 (ICTR) の主席検察官やごめあげた者でもある。参照: "Conversation with Justice Richard J. Goldstone: Law and Search for Justice", (a Part of The Institute's "Conversation with History", <http://globetrotter.berkeley.edu/people/Goldstone/gold-conv.htm>)。南アの移行期正義論についてモノグラフィを書こうとする者は、この人物の徹底研究が不可欠となる。
- (9) 二〇〇三年九月十九日と二〇〇日(の両日)ひらかれた「八殺戮後の歴史和解プロセスの法理」研究会(科研課題番号一五六五三〇〇七)で、一九日の書評者による報告「移行期正義・移行期社会の諸問題」をうけた討論にて宇佐美が語ったことから、位置づけへの示唆をうけた。記して感謝する。
- (10) 参照: 川本隆史「自由主義者の試金石、再び——鶴見俊輔と八アジア女性基金」をめぐって『みすず』一九九七年九月号三三—三九頁。なお、最近の注目すべき動きとして、本書公刊の直前の夏(二〇〇三年八月一日)韓国で、元日本軍慰安婦と強制徴用者三〇〇人余りが、八日帝強占下強制動員被害真相究明などに関する特別法制定推進委員会(の委員長チェ・ボンテ弁護士とともに、国会で特別法が成立させられない場合には「国籍放棄書」を韓国裁判所に提出することを決意し、その手続き準備を開始した、との報道がある「ハンギョレ新聞」二〇〇三年八月一日、『世界』二〇〇三年二月号二九六頁)。その後の統報によれば、韓国の国会統一外交通商委員会は本年一〇月二日元慰安婦だった女性(キル・ウオノク(吉元玉)さん)をはじめて正式証人として招き、「慰安婦の名誉、人権回復のための歴史記念館」建立を満場一致で決議し(朝日新聞二〇〇四年一〇月二三日)、決議は一月二日の本会議でも賛成多数で採択された。決議内容は「国会は、元慰安婦が歴史の証人として生存する間、名誉回復に努力し、後世に正しい歴史教育を施すために歴史館を速やかに建設するよう推進する」としている(同紙一一月二三日)。日韓国交正常化四十周年を二〇〇五年にむかえ目が離せないところである。
- (11) 本書中の表記「とてつもない悪事」(二三頁、参照、一九六頁—注四八)、「絶対的悪性」(一九〇頁は、単なる「悪」「悪性」(evil, wrong)からはずきりと峻別されなければならない。質的に異なる別格のものとして読まれる必要がある。訳者らの懇切丁寧な「凡例五」(一二頁)は非常に参考になるものだが、決定的な段差がミノウの文体のせいで曇らされてしまったように思われる。本稿はその段差を浮き立たせるために書かれたといってもよい。

(12) 主だったところを文献誌的にさらにかいつまんでおきたい。「ハデス」で裁かれる(人)邪悪極端不正(な)行いをめぐる古代人のソクラテスとカリクレスの対話をするしたプラトン(『ゴルギアス』加来彰俊訳、岩波文庫版二四一―二四七頁、五一八E―一五二七E)。「根源悪」(das radikale Böse)とこの新語をつくりだしたことによって、かかる悪の存在を少なくとも予感したとアレントに評されるカント(「たんなる理性の限界内における宗教」(一七九三、九四)、『カント全集10』北岡武司訳、岩波書店二〇〇〇)。そしてそれを展開させたシェリング(『人間の自由の本質』(一八〇九)西谷啓治訳、岩波文庫一九五二、一三頁以下) cf. R. Bernstein, *Radical Evil: a philosophical Interrogation* (Polity, 2002)。また戦後の現代法哲学上の系譜として、その第八章「正義と道徳」の第一節で、近代の自由主義的法律家然として正(不正)と善(悪)との区別を背景に「単なる悪(wrong, bad)と「邪悪(wicked)とを峻別し、次章「法と道徳」でヒトとその他の動物に共通する「生存(survival)と「敢えて生物分類学上の低い次元に設定された内容慎まじやかな「目的(telos)を出発点にすえて、(人)人間の本性(Nature)および「人間の生きる世界」に「かんする五つの明白な自明事(truisms)——人間の傷つきやすさ(Vulnerability)、人間におけるおおよその平等、限界のある利他主義(=人間は悪魔でも天使でもなくその中間の存在であること)、限界のある資源、限りのある理解力と意思の強さ——に要約される「ミニマム内容の自然法」を、法実証主義者であるにもかかわらず容認する立場を表明した上で、(人)人間の歴史における痛ましい事実としての奴隷社会・ナチス体制・南アフリカアパルトヘイト体制にあって、その法体系のもとにある裁判官は、そこでの特定の法が内容上たとえ道徳的に邪悪であつてもそれを適用すべきなのか否かを、ラートブルフやフラーへの論駁を意図しつつ検討しているのがハート『法の概念』(一九六二)(矢崎光圀監訳・みすず書房一九七六)であつた。

なお以上のことにたいしては、とりわけ「人間(性)の歴史」などと大風呂敷を広げてしまった場合には、その背景を心得ておくことが必要となる。西洋法制史の立場から法「文化」の深層に測鉛をたらし「ヨーロッパ」社会における悪魔学の系譜もふくめた宗教的背景を通史的に見出し説明するものとして、上山安敏『魔女とキリスト教』ヨーロッパ学再考』講談社学術文庫版一九九八(初版一九九四)。また、「復讐」に関してその宗教的文化的背景にふみこみつつ、ヨーロッパのみならず日本等アジアにまでおよぶ復讐法のグローバル比較を J. コーラー ばりの「法の一般史」として試みた労作として、穂積陳重『復讐と法』岩波文庫版一九八二(もととは「法律進化論叢書」四部作の最終巻として一九三二年刊)を参照。

(13) もちろん「法学内の」新動向、たとえば訴訟大國アメリカで展開中の「治療法学(therapeutic jurisprudence) (一四三頁―注七)や「関係修復的司法(restorative justice) (一四二頁―注一、一五八頁―注五〇)などの動きをも、ミノウは撰取して議論を展開している。なお後者、少年司法はじめとする場面での被害者学の台頭とともに注目されるようになってきた修復的正義の観念および制度については、わが国でも急速に紹介がすすんでいる。前掲箇所で指示された Zohr. Changing Lenses: New Focus for Crime and Justice (1990) がほぼ時を同じくしてハワード・ゼア『修復的司法とは何か…応報から関係修復へ』(西村春夫ほか監訳・新泉社二〇〇三)として、またその

監訳者のひとり高橋則夫自身の単著『修復的司法の探求』(成文堂二〇〇三)がわが国初のモノグラフィーとして、それぞれ公刊された。また、修復的正義はコミュニタリアニズムの擁護論としても法哲学的・政治哲学的に注目されるところである。さらに、ふたたび本書「復讐と赦しのあいだ」に翻つてみれば、ミノウの扱う第三事例群のひとつ、ルワンダでの独自のコミュニティー司法実践「ガカカ」は、訴訟大国とはまったく逆の意味(一九一頁)で注目に値する。プロフェッションとしての法律家の不在という条件下で地域伝統のなから苦肉の策として生み出されたのが「ガカカ」である。これについての紹介・モノグラフィーとして以下参照、①朝日新聞二〇〇二年七月二四日付けの記事「住民和解へ草の根裁判」ルワンダ 一〇〇万人犠牲の大虐殺から八年——加害者も出席——住民裁判官は二六万人」、②Peter Harrel, Rwanda's Gamble: Gacaca and a New Model of Transitional Justice, (Writers Club Press, 2003)。ルワンダ事例についてはのちほど注(33)でさらに立ち入る。

- (14) ナチス体制を身をもって経験し、亡命の末になんとか生き延びたアレントにとって、課題はその経験からえたネガ/ポジ両面の認識を八邪悪(八)と入る actus の両概念へと彫琢することだった。あわよくば両概念を実践的理論へと結晶させることだった。邪悪の化体を前に、つぎつぎと崩されていく人間性そしていには人間の本性の改変を目撃してきたアレントにとって(前掲『全体主義の起源、第三巻』二五〇、二五二—五四、二五五/二五八/二六〇、二六五頁)、もはや「人間の本性 human nature」は近代社会契約説のように金科玉条とすべきものでもなければ、いかなる外的条件からも超然として存在しうる物理定数のようなものでもなかった。もはや頼みの綱はない——これが戦後におけるアレントの出発点であった。手すりなき時代、この時代認識から、「人間の条件 human condition」への探求がはじまる。

アレントのいう人間の条件とは、くりかえすが、人間の本性ではない。両者ははつきりと異なる。その理由は第一に、「それがなければもはやこの入存在 X が人間である V とはいえない」という意味で人間存在に必要不可欠な特質をなすものではないこと、第二に「人間の接するものすべてがただちに人間存在の条件、人間を条件づけるものへと変わる」こと、逆にいえば地球上で「単に人間に生命があたえられた場合の条件をいみするだけでなく、逆にそれらの条件をもとに自らの手でうみだすものが人間の条件の一部となつていく」ことにある。そして「実践の哲学」者アレントにとつて関心事は、認識能力にかかわる入観照的生 *vita contemplativa* よりも、入活動的生 *vita activa* の方にある。後者は、人間が地(球)上に出生し生を開始したときにしめされる「人間の行為能力 capacity」とその発現・展開をさす。そのひとつをなすのが「活動 (action)」概念である。本稿本文中でひんばんにひきあいにだされる概念なので、その説明・位置づけもかねて「人間の行為能力」を体系的に紹介しておこう。この行為能力は、「人間の条件」——地球、出生と死亡 (natality and mortality)、生命、世界 (worldiness)、複数性という五つの条件——のうち、前提要件たる地球と出生 (可死性) をのぞく後半三つの条件に即して、「労働 labor」「仕事 work」「活動 action」という三つの範疇に分けられる。

・労働は「肉体が成長し、新陳代謝をおこない、最後に朽ちる」という肉体的生物学的過程」に対応するもので、その条件＝限界は生命である。

・仕事は職人や芸術家のなすことを典型例とし、人間の「非自然的な過程」、「自然環境とはきわだって異なる人工物の世界をつくりだし、個々の生命を超えた半永続性を帯びた制作物の世界をもたらす過程」と対応する。そしてその条件＝限界は世界である。そして

・活動は物や事がらへの介入なしに直接に人と人との間でいとなまれる唯一の共同的過程に対応するもので、その条件は複数性、すなわち「地球上に生き世界にすまうのがひとりの人 (man) でなく複数形の人間 (men) である」という事実である。

強制収容所の極限形態ととしての絶滅収容所という形容困難なもの、いわば非世界的世界・非複数的複数性としか呼びよさないこの厳然たる歴史的事実の前に立たされたアレントは、近代以来の「仕事の労働化」傾向を勘案してか、仕事よりも活動を重視し、危機にある活動の回復・維持の決定的重要性を強調している。しかもなぜ決定的かといえば、人と人との間から、言論と活動をつうじて、すべてのリアリティーがうみだされるからだ、と主張する。

以上の叙述はすべて、前掲『人間の条件』による。

- (15) そのほか、アレント『全体主義の起源、第三巻』(1951, 1958) (大久保和郎ほか訳・みすず書房 二六六、二六九、二七一頁。同『イエールサレムのアイヒマン：悪の陳腐と (banality) についての報告』(1963, 1965) (大久保和郎訳・みすず書房一九六九) 一九三、二二〇頁。同『人間の条件』三七五頁。なお参照、本書訳者駒村による解説「正義の治癒力?」二四九頁。

- (16) Toshihiro ABE, "Christian Principles in a Social Transition: The South African Search for Reconciliation", 25 African Study Monographs (Oct. 2004), pp.149-165; Desmond Mpho Tutu, No Future Without Forgiveness, Doubleday (Random House), 1999.
- (17) なお「悪の実体化」でも「悪の神秘化」でもなく、とらえかたについてはアレント『イエールサレムのアイヒマン：悪の陳腐と (banality) についての報告』(1963, 1965) (大久保和郎訳・みすず書房一九六九) 二二二―二二三、二二二頁、および『アレント＝ヤスバース往復書簡集一九二六―一九六九、第一巻』(みすず書房二〇〇四) X Ⅷ頁を参照。

アイヒマンという人物の「*banality*」[「正常性 normality」]は、われわれの法制度と道徳的判断の基準からいって、すべての残虐行為を一緒にしたものでありもわれわれをはるかに震撼させる。なぜならそれは——ニールンベルク裁判でくりかえし被告や弁護人がいったように——、まさに「やったこと」事実として *hosti generis humani* (人間性／人道／人類の敵) であるこの新タイプの犯罪者が、自分が悪しきことをなしていると感じることもほとんど不可能とするような客観的状況のもとで、その罪を犯している、ということの意味するからだ。これについての証拠は、ニールンベルクでの主要戦犯裁判よりもアイヒマン裁判の場合のほうがもっと説得的である(前掲『イエールサレムのアイヒマン』二二二頁) とし。

- (18) この概念装置についてはいささか不満が残るが、しかし法廷の基本構造とも近く、また何よりも人称代名詞の三分肢構造という自然言語システムの根幹構造を映し出すものであるから捨て難い。なお、直感的な見通し易さを犠牲にしたが、大胆な洗練化の試みとしてエルスターの「八分肢とその11の組み合わせパターン」がある、John Elster, *Closing the Books* (CUP, 2004), p.99-116。比較検討に値しよう。
- (19) 若干だけ比較的最近の邦訳文献を紹介しておく、ザビエ・ライツェル『目に見えない傷跡：お父さん、戦争のとき何をしていたの?』(一九八九)、亀井よし子訳・晶文社一九九一。ダン・バルオン編『沈黙という名の遺産：第三帝国の子どもたちと戦後責任』(一九八九)、姫岡とし子訳・時事通信社一九九三。
- (20) 参照、宇佐美誠『真実究明と損害賠償：南アフリカの事例』、法律時報七六巻一号(二〇〇四)七二一七六頁。
- (21) なお参照、『立法が法体系を崩壊させるとき：法哲学的覚書』、中村睦男・大石真編『上田章先生喜寿記念論文集：立法の実務と理論』信山社二〇〇五、一七一一一九五頁。崩壊過程の分析の、その端緒を切り拓らうとしたものである。本格的分析という今後の課題のために更に参照、St. ミリグラム『服従の心理 アイヒマン実験』(河出書房新社一九九五) (Mittrom, "Behavioural Study of Obedience," in: 67 J. of Abnormal and Social Psychology (1963), 371ff.)。H. レンク『テクノシステム時代における人間の責任と良心：現代応用倫理学』(東信堂二〇〇三)一九〇二〇一頁。E. ノエル・ノイマン『沈黙の螺旋：世論形成過程の社会心理学』(ブレイン出版一九九七)。G. タルド『世論と群衆』(未來社一九六四)とくに第三章。三島淑臣『法思想史(新版)』(青林書院一九九三)三五五頁。J. ベンサム『民事および刑事立法論』(勁草書房一九九八)「I. 立法の諸原理」の「二〇章・政治的善および悪、両者はいかにして社会に広がるか」、「二一章・一定の行為を違法とする理由」。
- (22) アグネス・ハラ『自然法の限界と邪悪のパラドクス』S. シュート/S. ハーリー編『人権について、オックスフォード・アムネスティイ講義一九九三』(みすず書房一九九九)、一八三二二二頁、とくに一八九一九三頁。アレントにもじつは感染モデルが潜在するが(たとえば前掲『全体主義の起源、第三巻』二二六二二七、二九〇、二九九、註一、一六二頁)、しかしその先にはさきほどのような哲学的探求が、しかも最終的には真理論(第一批判)でも正義論(第二批判)でもなく判断力論の道がすえられた。アレント『精神の生活、上下』(一九七二)佐藤和夫訳・岩波書店一九九四。同『カント政治哲学の講義』(一九八二)浜田義文監訳・法政大学出版一九八七。なおアレント晩年の判断力論と法学・法解釈方法論とのつながりを書評者は考察したことがある(拙稿「生ける直観・思慮ある服従・適用討議—あるいは△視線の往還▽をめぐる判断力・フロネーシス・実践理性」『東北法学』12号(一九九四)、三八一—〇二頁)。しかしこれはたかだか「ハードケース」の出来する通常状況事例を主たる対象にしていた。いわば「ウルトラ・ハードケース」を多出させる移行期のような極限状況をあつかう本稿は、ささやかながらその補充である。
- (23) 「全体主義」概念の双璧をなす二事例のうち的一方、スターリン体制という歴史的個体からの転換にたいして、この八加害者―被害者―

傍観者Vモデルというミノウの第一道具でどこまで切り込めるのか。この点について本稿は留保する。ただ現時点でも確かだといえるのは、やがていつの日か、肅清や強制収容の被害者・遺族から後継のロシア政府に対して異議申し立てがおこり、なんらかの法的対応措置が要求されることになるだろうということである。

(24) 参照、セシル・ローズの引用からはじまる前掲『全体主義の起源、第二巻・帝国主義』。なかでもその第三章「人種と官僚制」。また、やがてアバルトヘイト政策を争点とした白人総選挙で推進派IIオランダ系国民党の勝利(穏健派のイギリス系与党II連合党の敗北)にふれた一九四八年五月二八日付けアレント書簡、前掲『アレントIIヤスパース往復書簡集一九二六—一九六九、第一巻』一二六頁。

(25) 参照、HLA、ハート「自己言及法」(一九六四)『法学・哲学論集』矢崎光園ほか訳、みすず書房一九九〇、第七章。J.ハーバーマス

『近代Vの哲学的デイスクルスI・II』(一九八五)、三島憲一ほか訳、岩波書店一九九〇、特にI—二九頁、六四頁。

(26) 書評者はむしろ①に関心をよせる別稿を準備中である。

(27) P. B. Hayner, *Unspeakable Truths: Facing the Challenge of Truth Commissions* (Routledge 2001) は、南アのものも含めると、その後・計二一例の真相究明委員会方式を包括的に紹介・検討している。

(28) なお交渉による場合については、何が「武闘」(市民戦争(内戦)あるいは国際戦争(外戦)から「交渉」への転換を可能にしたか、崩壊と移行を分かち臨界点の条件分析が必要だろう。それを欠くと、第二条件は同義反復的なもの、「交渉」と「武力紛争」をただ言葉尻りだけで区別する単なるレトリックに逸しかねないからである。

(29) じつはアレントからミノウへは、「八赦しの限界Vの釘」だけでなく「和解の観点」そのものについても審問のまなざしが注がれている。アレントの言を聴こう。イスラエルでのアイヒマン裁判を傍聴中のアレントは、極めつけの皮肉をこめて、アウシュビッツ絶滅収容所長アイヒマンの言をわれわれに伝えている——「もし自分が『ユダヤ人を輸送しなかつたとすれば、彼らは屠殺者の手に引き渡されてはいなかつたでしょう』『このことに関して何か告白Vすることがありますか』。それから彼はつづけた。自分としては『昔の敵と和解できればと思う』と。これはすでに戦争最後の年にヒムラーも表明し、労働戦線のロバート・ライも(この男はニールンベルクで自殺する前に、虐殺をおこなったナチと生き残りのユダヤ人とから成る八和解委員会Vの設置を提案した)表明していた感情である。のみならず、信じがたいことに多くのドイツ人も抱いていた感情であった。彼らは終戦の際まったく同じ言葉でこの感情を表明していた。この言語道断なモンキリガタ文句は、今度は上から与えられたものではなかつたが、またそれは人々が十二年間それによって生きて来たあの数々のモンキリガタの文句と同じくリアリティーを欠いていたとはいえず、それでもやはり自家製のキマリ文句だつたことに変わりはないのだ。そしてこの文句が口から出るとき、それを言う人間がどのような人すばらしい悲壮感Vを味わえるかは察するに難くあるまい」(前掲『イエルサレムのアイヒマン』四一頁)。

- (30) 理論的困難さの先だけでなく理論的可能性の先にすら実践的困難さは控えており、したがって理論的可能・理論的困難いずれの先にも実践的困難さが待ちうけていることにミノウははっきりと気づいている(参照、一八八頁)。理論的困難さの先に控える実践的困難さを例証するものとして、交渉による移行を決断しノーベル平和賞をマンデラと同時に受賞したデ・クラーク元大統領がはじめは真実和解委員会への出頭を拒否した例(九、一一七、一二三〇頁)、あるいはその彼の前の代の大統領であったP. W. ボタの例(二三〇頁―注一四〇、一九六頁―注四七)があげられている。なお、ミノウにあつては入赦しの限界づけの釘が具体的に終身刑・死刑いずれをさすのかは不明である。
- (31) この箇所が最終の根拠となるかどうかは、さらに疑うこともできよう。それは実践的困難という前記の理由だけでなく、ミノウの表現のなかにミスリーディングにも散見されるいわば「八加害者」の十把一絡げな物言(四四頁注五〇、一四四頁、一八七頁)の故でもある。こうした十把一絡げ扱いの傾向は、書評者の見るところ、社会再建の治療モデルと社会解体の感染モデルとの間のアンバランス、つまり前者の明示顕在と後者の不暗示潜在、よつて生じている。しかしその潜在は存在を少なくとも含意するのだから・またすぐあと本文中の第三事例群に対するミノウの明解な態度からは、顕在化させて十分読みとることができ(参照、一八八頁)、したがつて先の箇所は最終根拠とすることができ、と書評者は考える。誤解をさけるには、もうすこしはつきりと、ミノウはヘラーの用語法でいう「根っからの邪悪」な者と「それに一時的に感染したふつうの人」との区別を主張すべきだったのである。なお「根っからの邪悪」者についてはさらに検討の余地がある。一方で、いささか危うさも覚える心理生物学的方向で「ソシオパス」社会的病質者論「後出のグロスマン」戦争における八人殺しVの心理学』二九三―三〇一頁)を展開するか、それとも他方、反実体主義的にもつばら国際刑事法の方向で「国家的殺戮に責任のあるいく少数の公職者」「国家犯罪の計画者と組織者」[前掲 Peter Harrel, *Ruanda's Gamble*, s Justice for Radical Evil, p43,42,41]に照準するからである。
- (32) これまでの「難民」概念とその限界から「国内難民」という新概念が成立してくる経緯、またこれまでの難民救援活動の様式転換を余儀なくさせた困難な新事情については、緒方貞子「私の仕事」草思社二〇〇二。それによれば、難民条約では「難民とは入国境の外に出てきた人」Vと定義されていた。…果たして入国境から出てきていない人々を、私たち「国民難民弁務官事務所」(UNHCR)の者たち」が国内に入り込み、さらに多国籍軍の支援を得てまで保護すべきか(九頁)という難問が、冷戦終結と同じ年の一九九一年高等弁務官に着任した緒方を襲った。この難問は以下三つの事例のなかで提起された――①同年三月イラクで湾岸戦争後四日間のうちに一八〇万人がイランとトルコの国境付近地域、すなわちイラク国境のこちらとあちら側双方にまたがる地域に流出したクルド難民の事例、②一九九一年つぎつぎすむユーゴ連邦解体に伴い連邦内の「共和国間の境が国際的な国境に変わる、つまり今日の国内難民が明日の「難民」になる状況」(二一頁)を出来させるなかで九二年四月独立を宣言したボスニア・ヘルツェゴビナの、本稿でも既にふれた事例。そして③「一九九四年コンゴ(旧ザイール)のゴマに向かって一〇〇万人規模で大量流出したルワンダ難民」(二二頁)の事例、しかも(じつは本稿の本文でのべたこと

以上の複雑なことに) その難民のなかには「集団虐殺に関与した武装兵士や軍人、民兵が紛れこみ、彼らと難民をどのように区別するかという問題」(一三三頁)までもが生じていたという厄介極まる事例。

(33) ルワンダの場合、一九九四年わずか三ヶ月の間に全人口の一割、八〇万人が殺され、その後一二万人が逮捕・裁判待ちとなるが、生き残った法律家はたった一六人で、その後の急ごしらえな法曹・公職者養成のかいあって(?)一九九七年法曹人口は五〇名に回復したが、それでも焼け石に水であることは明白である(一九一―一九二頁)。だからこそ、「ガカカ」のようなインフォーマルで伝統的共同体的な準司法手続が、公式の国内・国際裁判と並行して併用されざるをえないわけである。旧ユーゴのボスニア・ヘルツェゴビナの場合、九十年代前半に死者二〇万人・広義の難民二〇〇万人以上を出した。九八年に選挙監視団の一員として現地入りした牧野由明氏は当時の経験をふりかえり、「現代の戦争はワシントンからボタンを押して、という感じなのに、ボスニアでは素手でなたを持つての殺し合い。ショックだった」と語る(朝日新聞夕刊二〇〇三年二月三日)。なお両ケースの詳細については、国連高等弁務官事務所『世界難民白書二〇〇〇：人道行動の五〇年史』時事通信社二〇〇一、二二七―二七二頁をとりあえず参照。

両ケースほど物理的ハードさはないが、個人の人格的統合性・プライバシーを根底から損傷するという意味では無視しえぬ別種のハードな例をひとつあげておく。旧東欧のチェコでは「旧体制下で家族・友人・隣人の情報を政府に通告していた七万五千人の本名入りリストが、二〇〇三年三月二〇日、内務省ウェブサイトに公開された。ほぼ国民の一三〇分の一が「秘密警察の協力者としてファイルの作成に協力していた」という(Ujster, Closing the Books, CUP, 2004, p.117)。ちなみに一三〇分の一といえは、日本における年間交通事故死傷者数の国民比(一・二億人分の一〇〇万人)にほぼ匹敵する。なおミノウは、同じく旧東欧圏の東独DDR体制の移行措置として個々の市民に「秘密ファイルへの閲覧権」を定めたシユタージ記録法について紹介している(二〇九―二一〇頁)。

(34) じつはその他さらに、第五の条件がある。それは、いずれの事例類型にもその根底ではたらいっているので類型化のための弁別特徴にはならないが、しかしハブラグマの根にいまお宿るVとおそらくミノウに内面的緊張のなか信じられている次の条件である。「個人が、現世での行動の帰結にたいして神の判断がくだされるということを信仰し深く信ずるのか、それとも、「個人ではなく」家族が生き残ることにエネルギーを傾注したいと強く願うのか」(一八頁)。この第五条件は、文脈内にさりげなく置かれているが、重要だと思う。家族法学者としてのミノウと、マクロ暴力論ともよめる本書著者にしてアレント伝来の分析軸「復讐と赦し」の採用者としてのミノウ、この両者をつなぐ鍵となるうからである。

(35) トラウマ概念(と、ハーマンへといたるその解釈的展開)の問題点について、例えば、David Becker, "Dealing with the Consequences of Organized Violence in Trauma Work", in: Berghof Handbook for Conflict Transformation (Berghof Research Center for Constructive Conflict Management, 2003) or <http://www.berghof-handbook.net/becke/text.htm> (二〇〇三年九月六日

訪問)。また、「精神医学的概念の成立前に社会運動がある」と特徴付けられるPTSD概念をめぐる論争については、まずなによりもハーマン『心的外傷と回復』(一九九二、増補版一九九七) 中井久夫訳・みず書房一九九九、第六章「新しい診断名を提案する」と「付・外傷の弁証法はつづいている」。中井久夫「訳者あとがき」『訳語ノート』・中西聖子「解説」、ハーマン前掲書所収。中井久夫『兆候・記憶・外傷』みず書房二〇〇四、「第三部・治療」とくに八二一九七、一一〇一一二六、一三二一一三九、一四四一一五八頁、および「あとがき」三九六―四〇二頁を参照。

日本でも、去る二〇〇三年夏ちかくに公刊された某書が問題点とやらを提起し論争を巻き起こさうとしたが、しかしすでに原作者ハーマン自身(とその邦訳者)にはすへてお見通しだったことを新発見のごとくただ蒸し返しているよう書評者にはみえる。同じく予見済みのこととはいえ、「何をいませら」とはきほど感じさせないものとして、二〇〇四年五月の日本精神神経学会でなされたアンケート調査の結果報告がある。それによれば、現場医師によるPTSD概念の誤解・濫用傾向が明らかにされたという(朝日新聞二〇〇四年五月一九日)。なおすでに二〇〇〇年三月九日に静岡弁護士会の杉田雅彦氏が、裁判での医師の鑑定書・意見書がWHOのPTSD診断基準をクリアできていないものが少なからずみうけられるとして、裁判所での混乱を懸念し、いまや法的・医学的の両面から本格的にとりくむべき時だと主張している(朝日新聞二〇〇〇年三月九日、論壇「八心の傷」に客観的基準を)。精神科診断統計マニュアル第四版(DSM-IV)の今後と、世界保健機構(WHO)基準の行方を注視していきたい。

- (36) John Dugard, "Retrospective Justice: International Law and the South African Model", in: A.J. McAdams, ed. *Transitional Justice and the Rule of Law in New Democracies*. (Univ. of Notre Dame Press, 1997) pp.269-290. P.B. Hayner, *Unspeakable Truths*, a.o. § 13, "Truth Commissions and International Criminal Court: Conflict or Complement?".

(本学法学部助教授)